

障害者活躍推進計画（人事委員会事務局）

令和2年3月作成
(令和7年4月改定)

機関名	滋賀県人事委員会事務局
任命権者	滋賀県人事委員会委員長
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
滋賀県人事委員会事務局における障害者雇用に関する課題・取組方針	<p>滋賀県人事委員会事務局においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、常時勤務する職員全員が知事部局等からの出向者で占められていることから、これまで独自の職員採用は行っていない。</p> <p>また、これまで障害を有する職員が出向により配属されたこともなく、今後も相当期間、常勤職員については、独自の採用を行う見込みはない。</p> <p>一方、職員採用試験の実施機関としては、障害を有する職員の活躍のため、平成4年度から「身体障害者を対象とする職員採用試験」を実施してきており、令和元年度からは知的障害者および精神障害者も受験可能とするよう対象を拡大したところである。</p> <p>今後も、各任命権者と連携し、障害を有する職員の計画的な採用を進めていくとともに、「障害の有無に関わらず全ての職員が、持てる能力を最大限発揮し、やりがいをもって働き続けられる県庁。自分らしさや強み、個性を活かし合える県庁。」の実現を目指して、主に「募集・採用」の視点から、具体的な取り組みを進めていく必要がある。</p>
目標	<p>○職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 (評価方法)</p> <p>職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための以下の研修を広く受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省および滋賀労働局が開催する「障害者雇用セミナー」、 「障害者雇用職場見学会」、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、人事委員会事務局次長を選任する。 (令和元年9月6日に選任済み)</p> <p>○「障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム（令和元年5月設置。以下「WT」という。）に参加し、障害者活躍推進計画（以下「推進計画」という。）の実施状況の点検・見直し等を行う。</p>

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○出向により障害を有する職員が配属されたときは、定期的に人事担当者による面談を実施することで、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○上記の場合、障害を有する職員の能力や希望も踏まえ、職務の割り振りについて検討を行う。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>採用試験関係</p> <p>○職員採用試験の実施機関として、「障害者を対象とした職員採用試験」の募集・実施に当たり、点字の受験案内を作成・配布するとともに、受験申込時に確認する受験上の配慮希望を踏まえ、点字試験の実施や面接における手話通訳者の配置、筆談対応など、受験者の障害特性に応じた配慮を行う。</p> <p>○現に非常勤職員として一定期間勤務する障害のある職員については、ステップアップを図ることができるよう勤務体系や職務内容の充実、勤務実績を考慮した選考を経て常勤職員となることを可能とする制度（ステップアップ制度）の導入についての研究を行う。</p> <p>○令和元年度から知的障害者および精神障害者にも対象を拡大した障害者採用試験を今後も継続して実施するとともに、職務遂行能力を適切に把握できるよう、選考方法等の改善に努める。</p> <p>○「障害者を対象とした職員採用試験」の実施にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ホ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>その他人事管理</p> <p>○出向により障害を有する職員が配属されたときは、定期的な面談の設定および必要に応じて随時面談を実施し、状況把握を行った上で、職場や通勤時における適切な支援や配慮を講じる。</p> <p>○上記の場合において、特に中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）については、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方・キャリア形成等の取組を行う。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○知事部局で毎年度策定される調達方針に基づき、年1件以上の調達を目指す。</p>